

年金相談・お手続きの際は

予約相談

をご利用ください。



ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます!
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に
対応します!

予約相談の実施時間帯 8:30~18:00(月曜日)
8:30~16:00(火~金曜日)
9:30~15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

<予約受付番号受付時間> 月~金(平日) 8:30~17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- 徳島南年金事務所(☎088-652-3114)でも受付しています。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

令和元年度の免除等の受付は令和元年7月1日から開始され、令和元年7月から令和2年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

申請時点の2年1カ月前の月分まで、免除を申請できます。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511(音声案内①→②)
または ☎088-652-3114

